

泉大津市地域交流ゾーン等活用促進支援業務委託仕様書

1 業務名

泉大津市地域交流ゾーン等活用促進支援業務

2 背景

本市教育委員会では、2030年の社会と子どもたちの未来の学びの環境をよりよいものとする「令和の日本型学校教育」が目指す、子ども一人一人の多様な個性を最大限に生かす「個別最適な学び」と、子ども同士や地域の大人など他者との関わりを通じて創り出す「協働的な学び」の一体的な充実を図るため、地域と学校の連携を強化し、学校だけが子どもの学びを担うのではなく、地域の大人もその知識や経験を活かして学校とともに子どもの学びに関わる仕組みをつくることを最重要課題と位置付けている。

そういった課題の解決施策として、地域学校協働活動から生まれる、子どもたちの新たな学びの場となる「地域交流ゾーン」を市内の小中学校に順次整備し、学校を舞台に子どもも大人も誰もが教え、学び合える、全国にも事例のない新たな環境づくりに取り組んでいる。

3 業務の目的

泉大津市教育施設再編計画では、多くの団体が活動している泉大津市立南・北公民館及び勤労青少年ホームについて、令和14年度に生涯学習センターが供用開始（予定）されるまでの間、市民の社会教育活動の場として継続利用することとしている。

しかし既存施設はいずれも老朽化が著しい状態であること、また令和6年度から順次、開設していく地域交流ゾーンは、市民の新たな社会教育活動の場として活用可能かつ、地域学校協働活動の推進が可能な施設であることから、本業務では、同ゾーンの見学会やモデル事業による実際の利用、また先進事例を用いたフォーラムの開催等を通じた、既存施設利用者の地域交流ゾーンへの移行促進支援を目的とする。

4 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

5 業務内容

本業務は、泉大津市地域交流ゾーン等活用促進支援業務に係る一式とし、内容は、おおむね以下のとおりとする。

【目標】業務期間中に、泉大津市立南・北公民館、勤労青少年ホームで活動する約 120 団体のうち、20 団体以上を地域交流ゾーン等へ移行させること。

(1) 公民館等で活動する団体に向けた地域交流ゾーン活用促進実施支援

ア 地域交流ゾーン見学会実施支援

本市担当課において募る、地域交流ゾーン見学希望者に対して行う見学会の支援及び団体の意向確認や学校と団体との間で取り決めが必要な事項、課題を整理するなどにより、モデル事業や今後の移行につなげるための企画提案を行う。

イ モデル事業の企画・実施支援

地域交流ゾーン又は地域交流ゾーンに類するエリアを有する学校（候補：旭小学校・条東小学校・小津中学校）において、利用を希望する公民館等に属する団体が試行的に活動するモデル事業を企画し、その実施支援を行う。

※実施頻度は、月 2 回×6 か月程度を想定

※歌唱、軽音楽等の楽器演奏、踊り・ダンス、茶華道などの文化的な活動を想定

ウ 実施状況のモニタリング

モデル事業の開始後、中間及び利用終了後に、学校と団体から活動にあたっての意見や課題認識についてモニタリングを行い、モデル事業者からのフィードバックを受け、実際の移行に向けた改善方法・対応策を検討する。

エ 社会教育活動の場として活用できる施設等の整理、活用の検討

上記ア・イ・ウの業務を通して、公民館等及び地域交流ゾーン以外に社会教育活動の場となり得る施設等の活用可能性を調査・検討する（候補：シーパスパークの公園内施設、自治会館、あすとホール、テクスピア大阪 等）。また、検討を踏まえ、主に公民館等の既存施設利用者向けに、社会教育活動の場となる市内施設等を把握、また選択できるフローチャート等を用いたパンフレット等を作成する。

(2) 地域交流ゾーン利用に向けた意識醸成のためのフォーラム等の開催・運営

本市担当課とともに、学校教職員や、公民館等を利用する団体に向けて、地域交流ゾーン又はその類似の諸室が整備されている学校の利用を想定した、先進事例や類似事例の紹介等を行い、学校と地域に共通意識を持たせ、社会教育の意義やそれらの施設の利用を促進することを目的としたフォーラムや交流会等を開催する。

※開催回数は、泉大津市立南公民館、北公民館、勤労青少年ホームの施設利用団体ごとに 1 回（合計 3 回を上限）を想定

(3) モデル事業ほか本業務に関する情報発信支援

地域交流ゾーンの存在やモデル事業ほか本業務の実施内容を、主に既存施設利用者に対して効果的に情報発信するための手法を提案のうえ実施する。

(4) 報告書及び提案書の作成

本業務によって把握した、地域交流ゾーン活用へ向けた課題や、ニーズへの対応策について分析し、地域交流ゾーンを地域開放する際に必要となる各校での検討事項・取り決め、その他業務内で把握した今後検討すべき課題、調査結果等、様々な項目をとりまとめた報告書を作成することに加え、モデル事業を行った団体等に対して、地域交流ゾーンや他の施設への移行パターンや、活動内容が類似する団体同士の統廃合など、団体活動がより充実かつ円滑に行えるような項目を記載した提案書を作成する。

6 成果品

すべて紙媒体（2部）及び、電子データ（USB、CD-R等）で提出すること

- (1) 活用可能施設掲載パンフレット ※提出方法は、契約後相談により決定
- (2) 検証・分析結果等報告書
- (3) 団体活動支援提案書
- (4) 会議録等一式
- (5) その他本市が必要とするもの

7 著作権及び版権

- (1) 本契約で作成された印刷物の著作権及び版権は、泉大津市に帰属するものとする。
- (2) 本契約の履行に当たり生じたもの、印刷物のデジタル情報、写真及びネガフィルム等については、泉大津市に譲渡すること。
- (3) 泉大津市が前号の規定により引渡しを請求をしたときは、泉大津市の指定する方法に従い、指定された期日までに、これらを引き渡さなければならない。

8 注意事項

- (1) 受託者は、「泉大津市公共施設適正配置基本計画」及び「泉大津市教育施設再編計画」を十分に理解したうえで業務に臨むこと。
- (2) 受託者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。また業務終了後も同様とする。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項で、業務実施上必要と認められる事項にあつては、本市との協議を要するものとする。
- (4) 業務の履行にあたり、十分な知識を有する者を配置すること。
- (5) 業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに市が必要と認める訂正、補正等その他必要な措置を行うものとし、かかる経費は受託者の負担とする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と別途協議する。

9 担当課（問合せ先）

泉大津市教育委員会事務局教育部生涯学習課

住所：〒595-8686

大阪府泉大津市東雲町9-12

電話：0725-33-1131（代表） FAX：0725-33-0670

E-MAIL：syougaigakusyuu@city.izumiotsu.osaka.jp